

凡 例

1. 本書は、審議会等（内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに国家行政組織法第 8 条の審議会等をいう。）について、その主管省、根拠法令、設置年月日、所掌事務、分科会等（分科会：法令により直接設置されるもの、部会：総会の決議により設置されるもの）、委員の氏名、諮問・答申事項などを取りまとめたものである。なお、参考として、復興庁設置法第 15 条に基づく復興推進委員会についても記載した。
2. 記載事項は、原則として令和 6 年 4 月 1 日現在である。
3. 諮問・答申事項等については、原則として令和 4 年 4 月 1 日以降令和 6 年 3 月 31 日までのものを掲げた。
4. 委員の氏名は、原則として順不同である。
5. 委員の氏名欄中、◎印は審議会等の長を、○印は分科会等の長を示す。